

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 58 号	法 規 集	第 1 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	政策部総合政策課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 96 条第 2 項に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	この条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等について、執行機関における意思決定に加えて議会の議決を関与させることにより、県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政の更なる推進に資するために定めるものであり、現在でも必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、当該策定等に関する執行機関の説明責任が徹底され、透明性の高い、開かれた県政の実現に有効に機能している。	議決対象となった基本計画等 ・ 策定 1 件 ・ 変更 4 件 ・ 廃止 1 件
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	議決に付すべき基本計画等の範囲は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定めるもの等とし、条例の目的を達成するために必要かつ適切なものとなっていることから、効率的といえる。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	神奈川力構想・基本構想に位置づけられた基本方向である「県民との対話による開かれた県政の推進」及び神奈川県自治基本条例に定める県政運営の基本原則である「透明かつ公正な県政運営」の趣旨に適合するものである。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。 〕	地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>